

入札ボンドの必要性について

今後の入札契約の方向性

① 一般競争入札の拡大

- 不良不適格業者の参入の増大についての懸念
- 経営力に比べ過度な入札参加の増大について懸念

② 総合評価方式の拡大

- 技術提案を審査する発注者の負担の増大についての懸念

発注者が建設業者の技術提案を適切に審査し、質の高い競争環境を整備するためには、適切な与信枠の設定等の市場機能の活用によって、入札に参加する建設業者が適切に絞り込まれることが必要。

※ 市場の機能により排除される建設業者

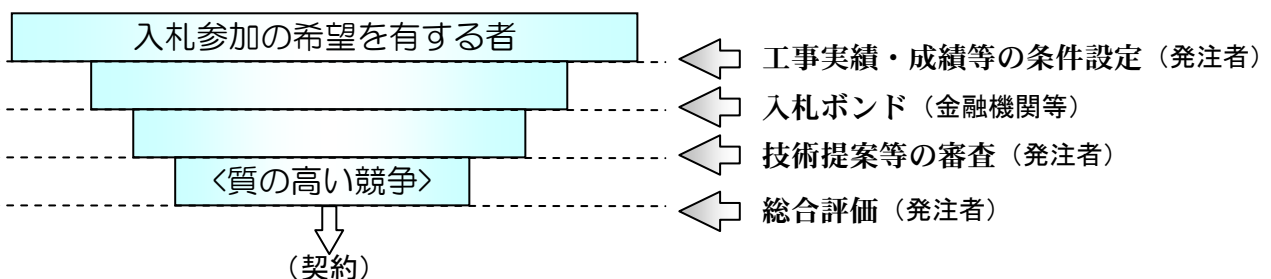
- ・ 財務内容が不振であり金融機関の与信の対象とならない企業
- ・ 経営規模や経営内容に比べ過度な受注をしようとするため金融機関の与信枠をオーバーする企業
- ・ 財務内容の悪化につながり、ダンピング受注をしようとする企業

入札ボンドの導入により、市場機能を 活用した質の高い競争の実現

金融機関等の審査の導入を通じ、入札契約における客観性の向上、工事の履行の担保が可能。

なお、既に平成7年度より、公共工事の契約時に金融機関等の履行保証を求める制度が導入されているが、今回はその履行保証を前倒しで求めることを想定。

(イメージ)



入札ボンドのイメージ

○位置付け

発注者が入札参加条件として求める履行保証の予約機能を有するもの

○機能

金融機関等が建設業者の財務的な履行能力を審査し、与信

○対象工事

一般競争入札案件

○入札ボンドとして取扱うもの

金融機関等が履行保証を付する意思を確認できる証書

○引受機関

現在の履行保証の引受機関と同様

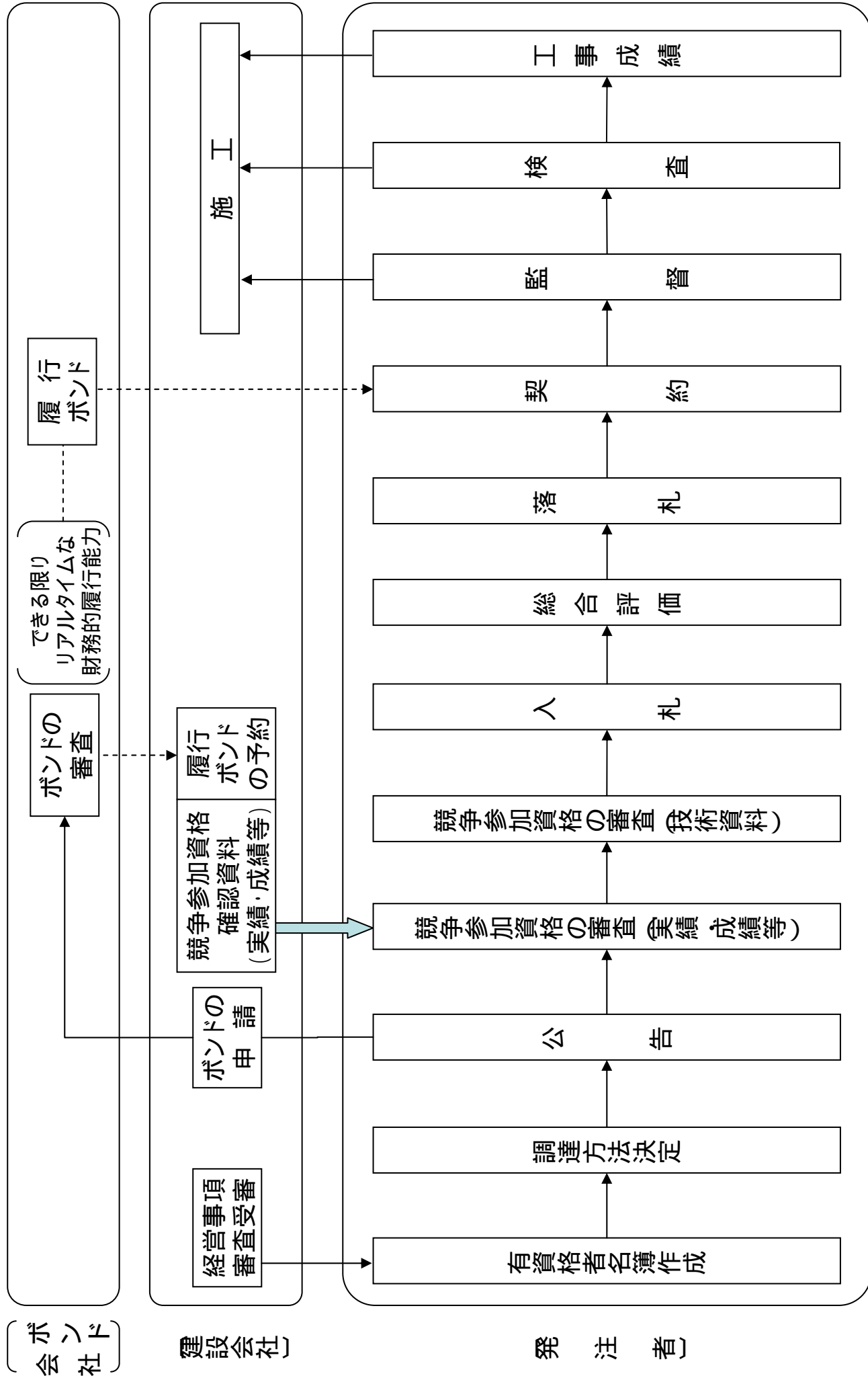
○発行時期

発注者による審査開始の前（競争参加資格確認資料等の提出時）

○予約の対価

原則として予約手数料

入札ボンド手続きの流れ(イメージ)



入札ボンドに係る主な論点

<問題意識>

一般競争方式の拡大に伴い懸念される不良不適格業者の参入と、総合評価方式の拡大に伴い懸念される発注者の負担の増大に対応するため、市場の機能を活用して質の高い競争環境を整備できないか。

<主な論点>

○入札ボンドはなぜ今必要なのか。

発注者と受注者という二者関係で構成される公共工事の入札において、市場の機能を取り入れることは重要なことではないか。

○入札ボンドと既存制度との関係はどうなるのか。

・発注者による資格審査との関係

工事实績や成績等については発注者が審査すべきではないか。

・経営事項審査との関係

発注者が入札参加条件を設定するために、企業の総合的な能力の指標は必要ではないか。

・前払金との関係

自力の資金調達を前提としてボンドの審査をすると、必要以上に排除される企業が出るのではないか。

○入札ボンドにはどのような機能を持たせるのか。

市場の得意分野は、企業の具体的経営内容の審査ではないか。
技術力の劣る企業の排除まで求めるのか、技術力の審査は発注者が行うべきか。

○入札ボンドにはどのような効果が期待できるのか。

・不良不適格業者の排除

経営内容の審査により経営不振の企業の排除が可能か。
また、経営不振以外の不良不適格業者の排除が可能か。

・ 入札参加案件の厳選化

与信枠の制約により、必要以上に参加が制限されることのないようにすべきではないか。

○入札ボンドをどのように位置付けるか。

入札参加条件として求める履行保証の予約機能を有するものとして位置付ければよいのではないか。

○入札ボンドの引受主体をどうするか。

引受機関相互の健全な競争を図り、多様なプレーヤーが主体となるべきではないか。

○入札ボンドに係る企業の負担はどうか。

企業にとって入札ボンド取得が過度な負担にならないようにすべきではないか。

○入札ボンドの対象となる工事の範囲をどうするか。

一般競争入札案件への導入を検討すべきではないか。

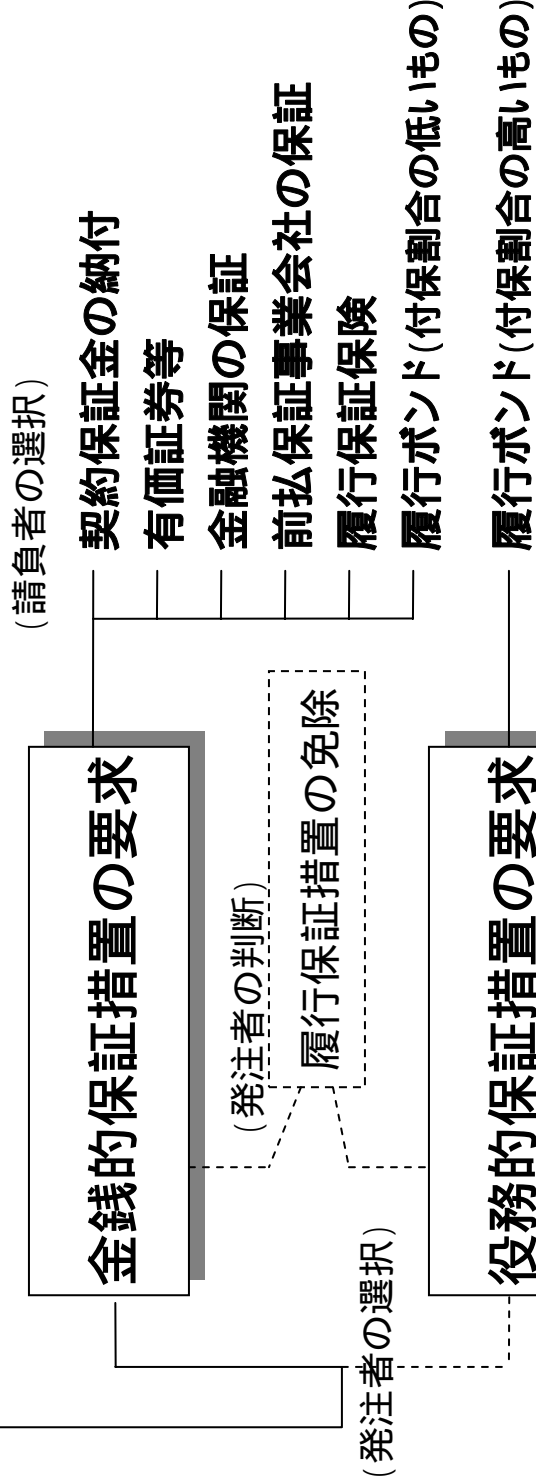
履行保証制度の概要

履行保証制度は、請負者の責めに帰すべき事由により、工事を完成させることができなくなった場合に、発注者に保証金（違約金）を支払う措置（金銭的保証措置）。

（履行保証制度には残工事を保証人が選定する代替業者に工事を完成させる措置（役務的保証措置）もあるが、直轄工事では採用していない。）

履行保証措置の要求

（請負者の債務不履行等により工事が履行できない場合の措置要求）



国土交通省直轄工事における実績 (H16年度)

件数	契約金額
237件	146億円
20件	17億円
2,368件	2,864億円
4,991件	4,899億円
1,463件	1,099億円
2,792件	4,192億円

履行バوندは、中建審で工事完成保証人制度の廃止が建議されたことに伴い、平成7年6月より導入。

米国における資格審査の流れ

根拠: 1935年のミラー法に基づき、連邦発注の10万ドル(場合によっては2万5千ドル)以上の工事に対して、履行ボンドの提出が義務付けられる。さらに、連邦調達規則では、入札保証(ほとんどが入札ボンド)の提出も義務付けられており、実務上、履行ボンドの発行を前提に入札ボンドが発行されている。

【発注者の手続】

手続開始

(公告)
・入札仕様書配布

事前資格審査

(事前審査を行わない場合もある)

入札

契約前審査(事後資格審査)

(審査項目)
最低価格(価格競争型競争入札の場合)
入札仕様書との整合
契約遂行能力

落札

契約

履行

【保証会社の手続】

保証会社にボンド
の発行の申請

(建設業者)

ボンド発行の審査

(保証会社)

(審査項目)
資金力(Capital)
過去の工事経歴(Character)
契約遂行能力(Capacity)

入札ボンドの発行

履行ボンドの発行